

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】残業代ゼロ制度、年収1075万円以上で調整 政府案

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は朝日新聞の記事を引用します。

働いた時間にかかわらず、成果で賃金を払うとする「残業代ゼロ」制度などを盛り込んだ政府の労働基準法改正案の概要が7日わかった。新制度の対象者を年収1075万円以上の働き手とする方向で調整するほか、働きすぎを防ぐため、会社にいる時間を制限する措置なども設ける。また、企業に対し、従業員の年休取得を義務づけることなども検討する。

これまで政府の成長戦略では、新制度の対象者は「年収1千万円以上の高い職業能力を持つ労働者」としてきた。労働基準法には、高い能力のある労働者の年収要件を1075万円以上とする基準があり、新制度も省令で同額とすることを検討している。

新制度には「働き過ぎを助長する」という懸念が強い。そのため新制度を導入する企業には、会社にいる時間の上限規制▽勤務の間に一定の休息時間を設けるインターバル規制▽年104日の休日取得規制といった、長時間労働を防ぐいずれかの仕組みを導入することを条件とする。医師の面接指導を義務化することも検討する。

引用ここまで。

法人税軽減や規制緩和を押し進める安倍政権は、企業の活性化・競争力の強化を主眼において施策を進めていると思われま。いわゆる残業代ゼロ法案と同時に、解雇要件の緩和の話も進んでいます。

この残業代ゼロ制度は、最初は1075万円以上を基準としてスタートする目論見ですが、1075万円以上の収入を得ている人は現段階でそもそも残業という概念のない勤務体系でしょう。それでも、いったん1075万円として法律を作り、その後は徐々に基準が引き下げる流れになるのでしょう。

推測ですが、この法律の最終的なターゲットは『600万程度以上の収入を得ている中高年の労働生産性を上げること』にあるような気がします。ある程度の収入を得ている労働者には、労働時間ではなく労働生産性・高付加価値を求めることによって、社会全体の活力を上げていく狙いがあるのではないかと。

いくらなんでも、若年者など収入の少ない人までは、残業代ゼロの適用範囲が広がることはないように思います…がしかし、運用開始時から多くの要らぬ誤解を招く法律となってしまおうでしょう。